

だい き
第6期

あしべつししょう ふくしけいかく
芦別市障がい福祉計画
れいわ ねんど れいわ ねんど
令和3年度～令和5年度

あしべつし
芦別市

しょうがい がい じ とう ひょうき
「障害」の「害」の字等の表記について

ほんし へいせい ねん しょう しゃ ふくし しさく
本市では、平成16年より障がい者福祉施策の
いっかん しょうがい がい もじ ひよ
一環として、「障害」の「害」の文字をひらがなで表
うき
記するようにしております。

ほん けいかく ひょうき くに ほっかい
このため、本計画においての表記が、国や北海
どう た じちたい こと りかい ねが
道、他の自治体と異なっていることをご理解願いま
す。

ほん けいかく ぜんき とりあつかい せい
また、本計画において、前記の取扱のほかに、制
ど しさく つうしょうめい のぞ しょう しゃ しょう
度や施策の通称名を除き、「障がい者」を「障がい
かた ひょうき
のある方」と表記しております。

も く じ
目 次

だい しょう けいかく きほんてき かんが かつ
第1章 計画の基本的な考え方

| | | |
|---|----------------------------------|---|
| 1 | けいかくさくてい はいけい もくてき 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2 | けいかく いち 計画の位置づけ | 2 |
| 3 | けいかく きかん 計画の期間 | 3 |
| 4 | けいかく さくてい たいせいとう 計画の策定体制等 | 4 |

だい しょう しょう かつ ていきょう たいせい げんじょう
第2章 障がいのある方およびサービス提供体制の現状

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | しょう かつ げんじょう 障がいのある方の現状 | 5 |
| 2 | ていきょう たいせい げんじょう サービス提供体制の現状 | 10 |

だい しょう けいかく すいしん きほんてき じこう
第3章 計画推進のための基本的事項

| | | |
|---|--------------------------------------|----|
| 1 | けいかく めざ ほうこう 計画の目指す方向 | 11 |
| 2 | けいかく すいしん きほんてき じこう 計画推進のための基本的事項 | 11 |

だい しょう れいわ ねん ど せい かもくひょう
第4章 令和5年度の成果目標

| | | |
|---|---|----|
| 1 | し せつ に ゆう し ゃ ち い き せい かつ い こう 施設入所者の地域生活への移行 | 12 |
| 2 | ふ く し し せつ い っ ぱ ん し ゅ う ろ う い こう 福祉施設から一般就労への移行 | 12 |
| 3 | ち い き せい かつ し え ん き ゃ て ん と う ゆ う き の う じ ゅ う じ つ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 14 |
| 4 | しょう じ し え ん て い き ゅ う たい せい せい び と う 障がい児支援の提供体制の整備等 | 14 |

だい しょう しょう ふくし とう しょう じ つ う し ゃ し え ん と う ひ つ よ う り ゃ う み こ み
第5章 障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の必要量見込

| | | |
|---|---|----|
| 1 | ひ つ よ う り ゃ う み こ き ほん て き かん が かつ 必要量見込の基本的な考え方 | 15 |
| 2 | ひ つ よ う り ゃ う み こ かく ほ ほう さ く 必要量見込確保の方策 | 15 |
| 3 | きょ じ ゅ う け い 居住系サービス | 16 |

| | | | |
|---|---|-------|----|
| 4 | <small>にっちゅうかつどうけい</small> 日中活動系サービス | | 17 |
| 5 | <small>ほうもんけい</small> 訪問系サービス | | 22 |
| 6 | <small>そうだんしえん</small> 相談支援 | | 24 |
| 7 | <small>しょう じ つうしょしえんとう</small> 障がい児通所支援等 | | 25 |

だい しょう ち いきせいかつしえんじぎょう じっし かん じこう
第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

| | | | |
|----|--|-------|----|
| 1 | <small>そうだんしえんじぎょう</small> 相談支援事業 | | 27 |
| 2 | <small>せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう</small> 成年後見制度利用支援事業 | | 27 |
| 3 | <small>い し そつうしえんじぎょう</small> 意思疎通支援事業 | | 28 |
| 4 | <small>にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう</small> 日常生活用具給付事業 | | 28 |
| 5 | <small>しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう</small> 手話奉仕員養成研修事業 | | 29 |
| 6 | <small>がいしゅつかいごしえんいんはけんじぎょう</small> 外出介護支援員派遣事業 | | 29 |
| 7 | <small>ちいきかつどうしえん じぎょう</small> 地域活動支援センター事業 | | 29 |
| 8 | <small>ほうもんにゅうよく じぎょう</small> 訪問入浴サービス事業 | | 30 |
| 9 | <small>にっちゅういちじしえんじぎょう</small> 日中一時支援事業 | | 30 |
| 10 | <small>た じぎょう</small> その他の事業 | | 30 |

しりょう
資料

| | | | |
|---|--|-------|----|
| 1 | <small>あしべつし たんどくふくし じょうきょう</small> 芦別市単独福祉サービスの状況 | | 31 |
| 2 | <small>あしべつししょう しゃけいかくとうすいしんきょうぎかいいいんめいぼ</small> 芦別市障がい者計画等推進協議会委員名簿 | | 33 |
| 3 | <small>あしべつししょう しゃけいかくとうすいしんきょうぎかいじょうれい</small> 芦別市障がい者計画等推進協議会条例 | | 34 |
| 4 | <small>あしべつししょう しゃけいかくとうすいしんきょうぎかいじょうれいしこうきそく</small> 芦別市障がい者計画等推進協議会条例施行規則 | | 36 |

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

わが国の障がい福祉制度は、市がサービス内容を決定する措置制度から、平成15年度に、障がいのある方の自己決定によってサービスを利用する支援費制度へ移行し、さらに平成18年4月、「障がい者自立支援法」の施行により、それまで対象とされていなかった精神障がいのある方も制度利用の対象となるなど制度全般が大きく見直されました。

その後の平成24年6月に、「障がい者自立支援法」は、「障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律」（以下「障がい者総合支援法」という。）に改正され、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業、その他の必要な支援を総合的に行うこととされました。

また、平成28年5月に障がい者総合支援法および児童福祉法の改正により、障がいのある方がみずから望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところです。

本市においては、これらの障がいのある方を取り巻く環境のさまざまな変化に対応するため、長期的な障がい者施策の方向性を示す「芦別市障がい者計画」を策定し、「障がいのある方もない方もともに尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指してまいりましたが、さらに、障がいのある方が住み慣れた地域において自立した日常生活および社会生活を送ることができるよう、本市における障がい福祉サービスや相談支援、障がい児通所支援等が総合的かつ計画的に提供されることを目的として「第6期芦別市障がい福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、次のとおりとし、本市の障がい者福祉に係る各種計画と整合性を図ったものとします。

なお、「芦別市障がい者福祉計画」と「芦別市障がい児福祉計画」は、第5期計画を継承し、第6期においても一体的に策定します。

また、「第3期芦別市障がい者計画」の実施計画として位置づけします。

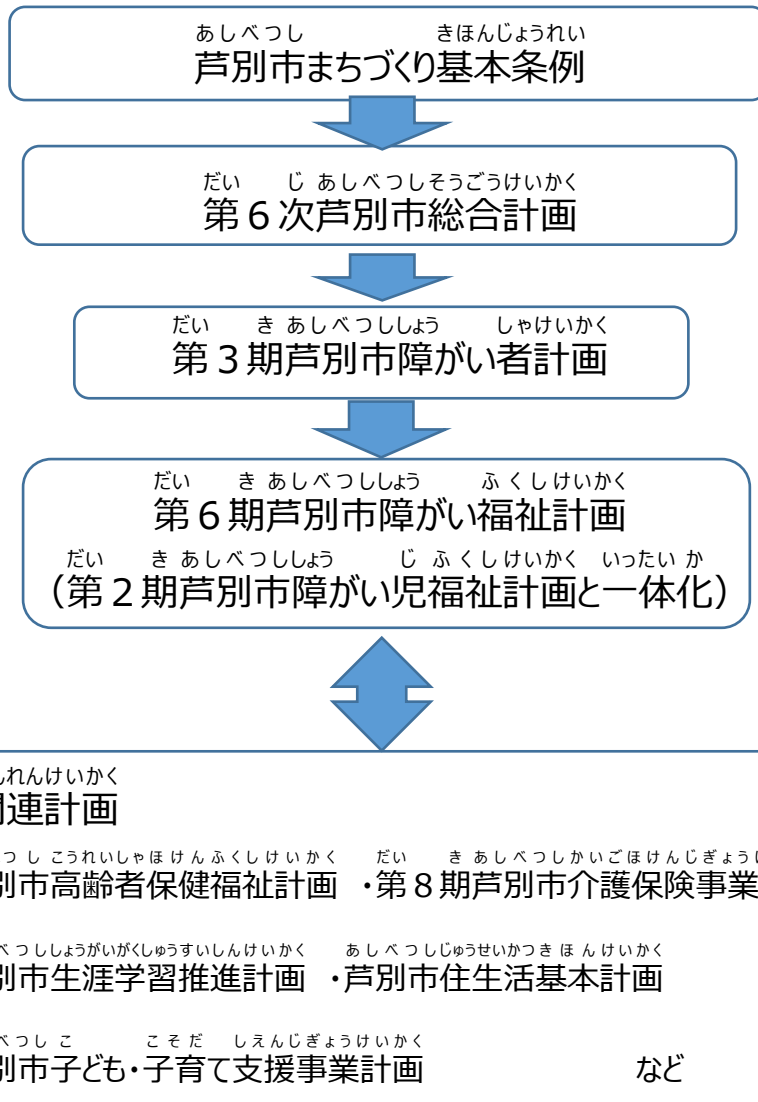
(1) 芦別市障がい福祉計画

障がい者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」に相当し、「障がい福祉サービスの提供体制の確保その他障がい者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」として策定します。

(2) 芦別市障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」に相当し、「障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援および障がい児相談支援の円滑な実施に関する計画」として策定します。

た けいかく かんけい
【他計画との関係】



けいかく きかん
3 計画の期間

くに しん もと ねん き れいわ ねんど れいわ ねんど
国の指針に基づき3年を1期とすることから、令和3年度から令和5年度ま
でとします。

けいかく たいけい
【計画の体系】

| くぶん 区分 | へいせい ～平成 | れいわ 令和 | れいわ 令和 | れいわ 令和 | れいわ 令和 | れいわ 令和 |
|--|-------------|--------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| | ねんど 30年度 | がねんど 元年度 | ねんど 2年度 | ねんど 3年度 | ねんど 4年度 | ねんど 5年度 |
| あしべつし そごうけいかく ねん 芦別市総合計画 (10年) | だい じ 第5次 | だい じ れいわ ねんど 第6次 (令和2～11年度) | | | | |
| あしべつし しょう しゃけいかく ねん 芦別市障がい者計画 (10年) | だい き 第2期 | だい き れいわ ねんど 第3期 (令和2～11年度) | | | | |
| あしべつし しょう ふくし けいかく ねん 芦別市障がい福祉計画 (3年) | だい き 第5期 | だい き 第6期 | | | | |

4 計画の策定体制等

(1) 計画の策定体制

ほんけいかく さくてい がくしきけいけんしゃ しょう しゃ かんけいきかん だんたい だいひよ
本計画の策定にあたり、学識経験者、障がい者関係機関・団体の代表
うしゃ こうせい あしべつし しょう しゃ けいかく どう すいしん きょうぎかい ちゅうしん しんぎ おこな
者で構成する「芦別市障がい者計画等推進協議会」を中心に審議を行
い、計画の内容について専門的に協議検討を行いました。

(2) 市民の意見反映

ほんけいかく さくてい はばひろ しみん いけん き いけんこうぼ
本計画の策定にあたり、幅広く市民のご意見をお聴きするため意見公募
じっし
を実施しました。

だい しょう しょう かた ていきょうたいせい げんじょう
第2章 障がいのある方およびサービス提供体制の現状

しょう かた げんじょう
1 障がいのある方の現状

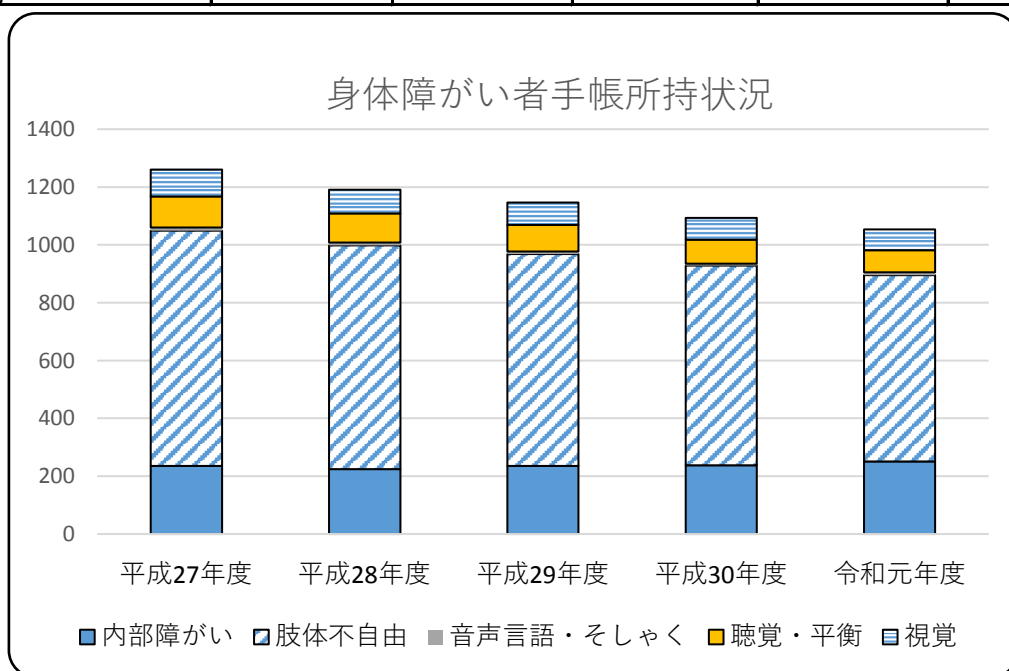
しんたいしょう
(1) 身体障がい

しんたいしょう しゃてちょうしよじじょうきょう かくねんどまつ たんい にん
身体障がい者手帳所持状況 (各年度末) (単位：人、%)

| くぶん 区分 | へいせい ねんど 平成27年度 | へいせい ねんど 平成28年度 | へいせい ねんど 平成29年度 | へいせい ねんど 平成30年度 | れいわ がんねんど 令和元年度 |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| さいみまん 18歳未満 | 2 | 2 | 2 | 4 | 5 |
| さいいじょう さいみまん 18歳以上65歳未満 | 215 | 199 | 177 | 169 | 158 |
| さいいじょう 65歳以上 | 1,044 | 990 | 968 | 920 | 890 |
| ごうけい 合計 | 1,261 | 1,191 | 1,147 | 1,093 | 1,053 |
| しないうじんこう 市内人口 | 14,769 | 14,288 | 13,855 | 13,413 | 13,002 |
| じんこうひ 人口比 | 8.5 | 8.3 | 8.3 | 8.1 | 8.1 |

たんい にん
 (単位：人)

| くぶん 区分 | へいせい ねんど 平成27年度 | へいせい ねんど 平成28年度 | へいせい ねんど 平成29年度 | へいせい ねんど 平成30年度 | れいわ がんねんど 令和元年度 |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| ないぶしょう 内部障がい | 236 | 224 | 236 | 238 | 251 |
| したい ふじゆう 肢体不自由 | 813 | 774 | 732 | 690 | 644 |
| おんせいげんご 音声言語・そしゃく | 11 | 10 | 9 | 7 | 10 |
| ちようかくへいこう 聴覚・平衡 | 108 | 101 | 92 | 83 | 76 |
| しかく 視覚 | 93 | 82 | 78 | 75 | 72 |



ちてき しょう
(2) 知的障がい

りょういくてちょうしよじじょうきょう かくねんどまつ
 療育手帳所持状況（各年度末）

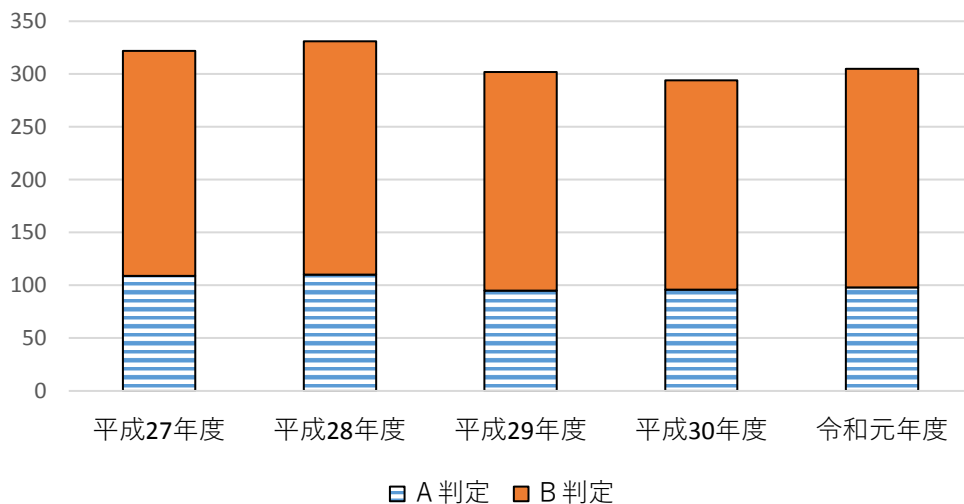
たんにん
 (単位：人、%)

| くぶん 区分 | へいせい ねんど 平成27年度 | へいせい ねんど 平成28年度 | へいせい ねんど 平成29年度 | へいせい ねんど 平成30年度 | れいわ がんねんど 令和元年度 |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| さいみまん 18歳未満 | 37 | 36 | 42 | 42 | 45 |
| さいじょう さいみまん 18歳以上65歳未満 | 211 | 211 | 210 | 197 | 203 |
| さいいじょう 65歳以上 | 74 | 80 | 50 | 55 | 57 |
| ごうけい 合計 | 322 | 327 | 302 | 294 | 305 |
| しないうじんこう 市内人口 | 14,769 | 14,288 | 13,855 | 13,413 | 13,002 |
| じんこうひ 人口比 | 2.2 | 2.3 | 2.2 | 2.2 | 2.3 |

たんにん
 (単位：人)

| くぶん 区分 | へいせい ねんど 平成27年度 | へいせい ねんど 平成28年度 | へいせい ねんど 平成29年度 | へいせい ねんど 平成30年度 | れいわ がんねんど 令和元年度 |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| はんてい A判定 | 109 | 110 | 95 | 96 | 98 |
| はんてい B判定 | 213 | 221 | 207 | 198 | 207 |

療育手帳所持状況

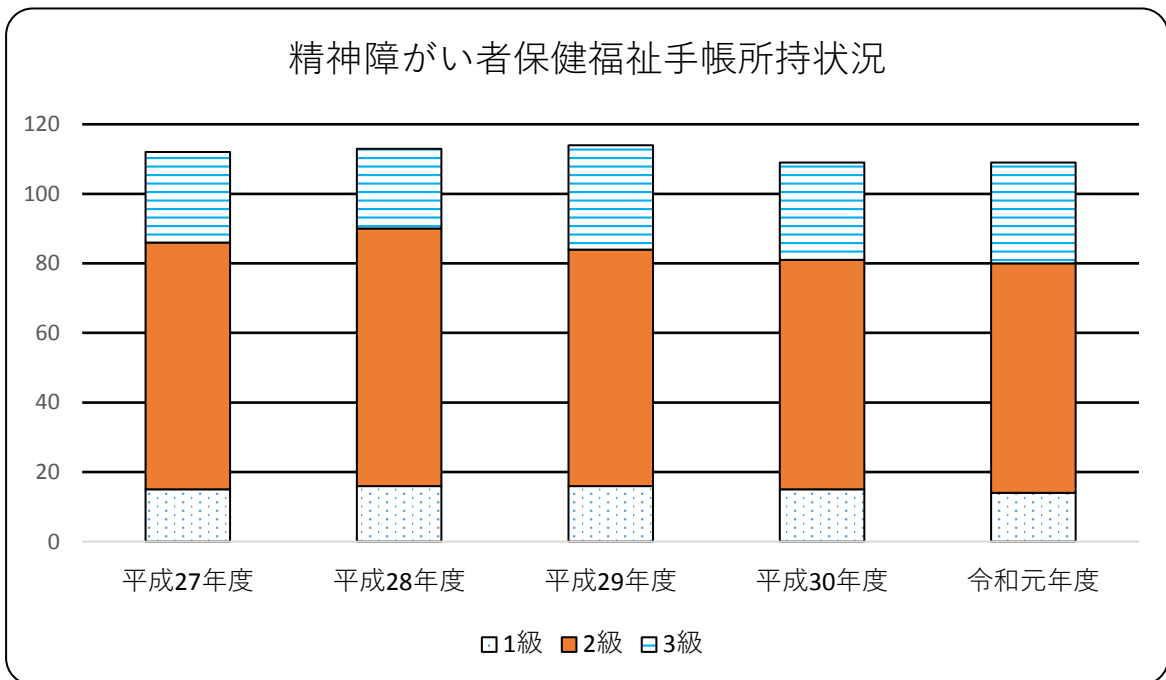


せいしんしょう
(3) 精神障がい

せいしんしょう しゃほけん ふくしてちようしよじじょうきよう かくねんどまつ
 精神障がい者保健福祉手帳所持状況（各年度末）

たんい にん
 （単位：人、％）

| くぶん 区分 | へいせい ねんど 平成27年度 | へいせい ねんど 平成28年度 | へいせい ねんど 平成29年度 | へいせい ねんど 平成30年度 | れいわ がんねんど 令和元年度 |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| きゆう 1級 | 15 | 16 | 16 | 15 | 14 |
| きゆう 2級 | 71 | 74 | 68 | 66 | 66 |
| きゆう 3級 | 26 | 23 | 30 | 28 | 29 |
| ごうけい 合計 | 112 | 113 | 114 | 109 | 109 |
| しないじんこう 市内人口 | 14,769 | 14,288 | 13,855 | 13,413 | 13,002 |
| じんこうひ 人口比 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 0.8 |



(4) 発達障がい

発達障がいとは、発達障がい者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障がい者自立支援法の対象として明確に規定されました。

さらに、平成23年8月、障がい者基本法が改正され、「障がい者」の定義において「精神障がい（発達障がいを含む。）」と規定されました。

発達障がいは、障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なりあっている場合が多く、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

(5) 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、稀少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり生活面に支障をきたす疾病です。平成25年4月障がい者総合支援法の施行により難病等患者の方も障がい福祉サービス等を利用できるようになりました。

(6) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの症状があります。「器質性精神障がい」として精神障がい者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）の申請対象とされています。

障がい者総合支援法に基づく給付を受ける場合は、手帳は必須ではありませんが、精神障がいがあることの確認は必要になります。

高次脳機能障がいは、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られておらず、正確な人数把握ができていないのが現状です。

※ 1

ほんけいかく しょう かた しょう げんいん にちじょうせいかつ しえん はいりよ ひつよう
本計画において「障がいのある方」とは、障がいなどが原因で日常生活に支援と配慮を必要と
かた せいど じよせい たいしやう かた かくほうれい きそくとう さだ かた
する方をいいます。ただし、制度や助成の対象となる方は各法令、規則等によって定められた方
になります。

しょう しゃそうごうしえんほう しょう かた だい じやう
障がい者総合支援法にいう「障がいのある方」（第4条）

- しんたいしやう しゃふくしほう きてい しんたいじやう しょう かた しんたいしやう しゃ
身体障がい者福祉法に規定される身体上の障がいがある方であって、身体障がい者

てちやう も かた
手帳を持っている方

- ちてきしやう しゃふくしほう ちてきしやう かた
知的障がい者福祉法にいう知的障がいのある方

- せいしんほけん せいしんしやう しゃふくし かん ほうりつ きてい せいしんしやう かた
精神保健および精神障がい者福祉に関する法律に規定される精神障がいのある方

とうごうしつちやうしやう せいしんさやうぶつしつ きやうせいちゆうどく いぞんしやう ちてきしやう
(統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、

せいしんぶつしつ た せいしんしつかん ゆう かた
精神物質その他の精神疾患を有する方)

- はったつしやう しゃしえんほう きてい はったつしやう かた
発達障がい者支援法に規定される発達障がいのある方

- なんびやうとうかんじゃ かた
難病等患者の方

- じどうふくしほう きてい しょう じどう
児童福祉法に規定される障がいのある児童

2 サービス提供体制の現状

(1) 市内指定障がい福祉サービス・障がい児通所支援事業所の利用状況

令和元年度末

| サービス種類 | 事業所数 | 定員 | 利用者数 | |
|----------|------------|----|----------------|--------------|
| 居住系 | 共同生活援助 | 2 | 71 | 27 |
| | 自立生活援助 | 1 | | 0 |
| 日中活動系 | 生活介護 | 1 | 12 | 11 |
| | 就労継続支援 B 型 | 2 | 68 | 29 |
| 訪問系 | 居宅介護 | 1 | | 33 |
| | 行動援護 | 1 | | 1 |
| | 同行援護 | 1 | | 0 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 2 | | 96 |
| 障がい児通所支援 | 児童発達支援 | 2 | 20 | 18 (登録者数) |
| | 放課後等デイサービス | 2 | あたり利用者上限数が10名) | 23 (登録者数) |
| | 障がい児相談支援 | 1 | | 41 |

(2) 市内障がい福祉サービス事業所（基準該当）の利用状況

令和元年度末

| 日中活動系 | 事業所数 | 定員 | 利用者数 |
|------------|------|----|------|
| 就労継続支援 B 型 | 1 | 20 | 17 |

だい しょう けいかく すいしん きほんてき じこう 第3章 計画推進のための基本的事項

けいかく めざ ほうこう 1 計画の目指す方向

ほんけいかく じょういけいかく あしべつししょう しゃけいかく きほんりねん しょう う む
本計画の上位計画である「芦別市障がい者計画」の基本理念「障がいの有無
わ そうご じんかく こせい そんちよう あ きょうせい
によって分けへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する
しゃかい じつげん む しょう かた ちいき せいかつ いじ けいぞく
社会の実現」に向けて、障がいのある方の地域における生活の維持および継続に
つと しゅうろうていちゃく む しえん しゃかいさんか しえん つと しょう
努め、就労定着に向けた支援、社会参加の支援に努めることにより、「障がいのあ
かた あんしん ちいき く しゃかい めざ
る方が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指します。

けいかくすいしん きほんてきじこう 2 計画推進のための基本的事項

けんりようご すいしん (1) 権利擁護の推進

しょう しゃぎやくたいぼうしほう しょう しゃさべつつかいしょうほう そく ぎやくたいぼうし さべつ
障がい者虐待防止法および障がい者差別解消法に則して、虐待防止や差別
とう かいしょう つと
等の解消に努めます。

ちいきせいかつしえんたいせい じゅうじつ (2) 地域生活支援体制の充実

- しせつにゅうしよしゃ かた いこう はあく ちいきせいかついこうご しえん かんけいしゃ
施設入所者の方の意向を把握し、地域生活移行後の支援について、関係
れんけい はか えんかつ いこう つと
者との連携を図り、円滑な移行に努めます。
- にゅうようじき がくれいき しゅうろうき ろうれいき ぜんたい つう いっか
乳幼児期、学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル全体を通じた一
ん しえん かんけいきかん れんけい つと
貫した支援ができるよう関係機関との連携に努めます。
- ざいたく せいかつ しょう かた じゅうどか こうれいか せいかつ ささ
在宅で生活する障がいのある方の重度化や高齢化、さらには生活を支えて
おやとう な あと ちいきせいかつ けいぞく しえん つと
いた親等が亡くなった後でも、地域生活が継続できるような支援に努めます。

しょう じしえん じゅうじつ (3) 障がい児支援の充実

じどうふくしほう ちと しょう じ しんたいしょう しゃてちよう りょういくてちよう しょじ
児童福祉法に基づく障がい児（身体障がい者手帳または療育手帳を所持
しえん ひつよう じどう ふく しえん こ
していないが、支援を必要とする児童を含みます。）の支援について、子ども・
こそだ しえんほう しこう ふ ほけん ほいく きょういくとう かんけいきかん きょうりよく
子育て支援法の施行を踏まえ、保健、保育、教育等の関係機関と協力して、
ほんじ かぞく たい しえんたいせい せいび おこな
本児およびその家族に対する支援体制の整備を行います。

しゅうろうしえん じゅうじつ (4) 就労支援の充実

しょう かた しゅうろう ほんにん きぼう しょう とくせいとう おう
障がいのある方の就労において、本人の希望や障がい特性等に応じて、いきい
はたら しゅうろうきかい かくだい ていちゃくしえん つと
きと働くことができるよう就労機会の拡大や定着支援に努めます。

第4章 令和5年度の成果目標

くに きほん ししん しめ もくひょうち さんこう れいわ ねんどもつ もくひょう つぎ
 国の基本指針で示された目標値を参考としつつ、令和5年度末の目標として次にか

じこう せいかもくひょうせつてい
 かげる事項について成果目標を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

しょう かた しょう ていど しゅべつ ねんれい きぼう ちいき
 障がいのある方が、障がいの程度や種別、年齢などにかかわらず、希望する地域の
 じぶん いしもと い かた き ちいき かたがた ささ
 なかで自分の意思に基づき、みずからの生き方を決めて、地域の方々とともに支えあ
 く ちいきせいかつ いこう みこ りょうしゃ にんずう もくひょう
 いながら暮らすこととし、地域生活への移行が見込まれる利用者の人数を目標としま
 す。

| こうもく 項目 | れいわ ねん がつまつ 令和2年3月末 しせつにゆうしよしゃすう 施設入所者数 | もくひょうわりあい 目標割合 | もくひょうち 目標値 | びこう 備考 |
|---|--|-------------------|---------------|---|
| ちいきせいかつ いこう 地域生活移行 しゃすう 者数 | にん 46人 | いじょう (6%以上) | にん (3人) | しせつにゆうしよ 施設入所からグループホー ざいたくとう いこうしゃすうみこ ム、在宅等への移行者数見 み 込 |
| しせつにゆうしよしゃ げん 施設入所者の減 しょうみこみ 少見込 | | いじょう (1.6%以上) | ひとり (1人) | しせつにゆうしよ かいごほけんしせつ 施設入所から介護保険施設 いこう にゆういんとう げんしょう への移行、入院等による減少 みこみ 見込 |

もくひょうわりあい もくひょうちらんじょうだん ない すうち くに ししん しめ わりあい さんてい
 ※ 目標割合、目標値欄上段 () 内の数値は国の指針で示された割合で算定

2 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行

しょう かた しゅうろういよく しょう とくせいとう おう
 障がいのある方の就労意欲や障がい特性等に応じた、フルタイム、パートタイ
 じょうきん ひじょうきん はたら かた かんが
 ム、常勤、非常勤などのさまざまな働き方があると考えます。

ほんけいかく ねんかん ざいたくしゅうろうしゃ ふく こようけいやく むす
 そのため、本計画においては、1年間に在宅就労者を含む雇用契約を結んだ
 しんきしゅうろうしゃ しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうりょうしゃ のぞ そうぎょう かた かず
 新規就労者（就労継続支援A型事業利用者を除く）および創業した方の数
 もくひょうち れいわ がんねん どじっせき ひとり ばいじょう ふたり
 を目標値とし、令和元年度実績（1人）の1.27倍以上の2人とします。

| こうもく 項目 | もくひょうち 目標値 | びこう 備考 |
|--------------------------------------|---------------|--|
| いっばんしゅうろういこう 一般就労移行 しゃすう 者数 | ふたり 2人 | れいわ がんねん どじっせき ひとり ばいいじょう 令和元年度実績（1人）の1.27倍以上とします。 くに ししん あ もくひょうわりあい ※国の指針と合わせた目標割合とします。 |

(2) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援は、一般企業等への就職を希望する障がいのある方に、一定期間、就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練を行うものです。利用者数目標値については、令和元年度実績（3人）の1.30倍以上の4人とします。

| こうもく 項目 | もくひょうち 目標値 | びこう 備考 |
|--|---------------|---|
| しゅうろういこうしえん 就労移行支援 じぎょうりょうしゃすう 事業利用者数 | にん 4人 | れいわ がんねん どじっせき にん ばいいじょう 令和元年度実績（3人）の1.30倍以上とします。 くに ししん あ もくひょうわりあい ※国の指針と合わせた目標割合とします。 |

(3) 就労定着支援事業による職場定着率

就労定着支援は、一般企業等に就職した方への支援です。支援開始から1年後の職場定着率について8割以上を目標値とします。

国の指針は、「職場定着率8割以上の事業所を全体の7割以上」を基本とすると示されていますが、これまでの一般企業等への就職実績等を勘案し、「職場定着率8割以上」と設定することとしました。

| こうもく 項目 | もくひょうち 目標値 | びこう 備考 |
|----------------------|----------------|---|
| しよくばていちゃくりつ 職場定着率 | わりいじょう 8割以上 | しゅうろうていちゃくしえん かいし じてん ねんご しょうばていちゃくりつ 就労定着支援を開始した時点から1年後の職場定着率 |

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

ちいき せいかつしえん きよてんとう ゆう きのう じゅうじつ
地域生活支援拠点は、障がいのある方が重度化、高齢化した場合や、生活を支
おやとう な ばあい ちいきせいかつ けいぞく きよじゅうしえん そうだん
えていた親等が亡くなった場合でも地域生活が継続できるよう、居住支援と相談など
おこな しゃかいぜんたい ささ
を行う社会全体で支えるシステムとするものです。

ほんし しょう しゃそうだんしえんじぎょう し ふくし かまどぐち ぎょうむいたく
本市においては、障がい者相談支援事業として市福祉課窓口と業務委託してい
しな いじぎょうしょ しょ せっち しょう ひと じゅうどか こうれいか
る市内事業所の2か所を設置しており、障がいのある人の重度化・高齢化を見す
きよじゅうしえん そうだん ちいき じつじょう おう しょう ひと せいかつ ちいきぜん
え、居住支援のための相談を地域の実情に応じて障がいのある人の生活を地域全
たい ささ ていきょうたいせい じゅうじつ つと
体で支えるサービス提供体制の充実に努めることとします。

4 障がい児支援の提供体制の整備

ほんし なかそらちけんいきない じゅうしよほんしんしょう じ しえん じどうはったつしえん
本市においては、中空知圏域内に重症心身障がい児を支援する児童発達支援
じぎょうしょ ほうかごとう じぎょうしょ しょせっち いりょうてき
事業所および放課後等デイサービス事業所が1か所設置されています。医療的ケ
じしえん かんけいきかん きょうぎ ば せっち なかそらちけんいきしちょう
ア児支援のための関係機関による協議の場の設置については、中空知圏域市町、
かんけいじぎょうしょ れんけい つと
関係事業所との連携に努めます。

第5章 障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の必要量見込

1 必要量見込の基本的な考え方

障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の必要量見込は、第5期芦別市障がい福祉計画（平成30年度～令和2年度）直近の実績を踏まえ、地域の実情やニーズを把握し、地域住民の意見などを考りよして見込みます。

・「障がい福祉サービス等」＝障がい福祉サービスおよび相談支援

・「障がい児通所支援等」＝障がい児通所支援および障がい児相談支援

2 必要量見込確保の方策

障がい福祉サービス等・障がい児通所支援等の必要量見込確保の方策として、サービスを提供する事業所、相談支援事業所および関係機関等と利用者の意向について、広く情報共有を行うことで適正なサービス提供を行います。

※ サービス見込量は、1か月あたりの必要量をそれぞれのサービスの単位で表しています。

《サービス見込量の単位》

- ・「人数」＝月間の利用人数
- ・「日数」＝一月あたりの平均利用日数
- ・「時間」＝月間のサービス利用時間

3 居住系サービス

きよじゆうけい にゆうしょ しせつ とう す ば ていきよう
 居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

きようどう せいかつ えんじよ

(1) 共同生活援助（グループホーム）

きようどう せいかつ いとな じゆうきよ にゆうきよ しょう ひと たい やかん そう
 共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に対して、おもに夜間において、相
 談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。大
 幅な増加見込はありませんが、中空知圏域に新規開設予定もあり、入居希望の相談は
 少しずつではありますが増えているため1名ずつの増加を見込んでおります。

| サービス種別 | たんい 単位 | | だい き 第5期 | | | だい き みこみ りよう 第6期 見込量 | | |
|-------------------------|------------|------------|-------------|-----------|-----------|-------------------------|-----------|-----------|
| | | | 平成30 年度 | 令和元 年度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 令和4 年度 | 令和5 年度 |
| きようどうせいかつえんじよ 共同生活援助 | にんずう 人数 | みこみ 見込 | 66 | 67 | 68 | 64 | 65 | 66 |
| | | じっせき 実績 | 65 | 66 | 63 | | | |

しせつ にゆうしょ しえん

(2) 施設入所支援

しせつ にゆうしょ しょう ひと やかん にゆうよく はい しょうじ かいご せい
 施設入所している障がいのある人に、おもに夜間に入浴、排せつ、食事などの介護、生
 活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。入所希
 望はありますが、高齢化等により退所される方も多く、全体的には少しずつ減少してい
 見込です。

| サービス種別 | たんい 単位 | | だい き 第5期 | | | だい き みこみ りよう 第6期 見込量 | | |
|-------------------------|------------|------------|-------------|-----------|-----------|-------------------------|-----------|-----------|
| | | | 平成30 年度 | 令和元 年度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 令和4 年度 | 令和5 年度 |
| しせつ にゆうしょ しえん 施設入所支援 | にんずう 人数 | みこみ 見込 | 57 | 59 | 61 | 48 | 46 | 44 |
| | | じっせき 実績 | 54 | 52 | 48 | | | |

じりつせいかつえんじよ

(3) 自立生活援助

しせつ にゆうしょ しえん きようどうせいかつ えんじよ りよう ひと ざいたく いこう じりつ
 施設入所支援や共同生活援助を利用していた人などが在宅に移行したのち自立した
 日常生活をおくるうえでのさまざまな問題に対して、定期的な訪問や随時の対応を行
 います。市内に対応できる事業所が1か所あることから、各年度1名を見込んでおります。

| サービス種別 | たんい 単位 | | だい き 第5期 | | | だい き みこみ りよう 第6期 見込量 | | |
|-----------------------|------------|------------|-------------|-----------|-----------|-------------------------|-----------|-----------|
| | | | 平成30 年度 | 令和元 年度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 令和4 年度 | 令和5 年度 |
| じりつせいかつえんじよ 自立生活援助 | にんずう 人数 | みこみ 見込 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| | | じっせき 実績 | 0 | 0 | 1 | | | |

4 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、おもに通所施設で日中の活動を支援するサービスです。

(1) 療養介護

医療的ケアと常時介護を必要とする障がいのある方に、おもに日中において病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活上の援助を行います。このサービスを提供できる施設は道内に9か所しかなく、長期入所となる場合が多いことから、現在利用中の方の継続利用を見込んでおります。

| サービス種別 | 単位 | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | | |
|--------|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 療養介護 | 人数 | 見込 | 7 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | | 実績 | 7 | 8 | 8 | | | |

(2) 生活介護

常に介護が必要な人に、日中、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。近年減少傾向にはありますが、ニーズもあるため大きな減少はなく推移すると思われま。利用日数は1人当たり20日で算出しています。

| サービス種別 | 単位 | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | | |
|--------|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 生活介護 | 人数 | 見込 | 78 | 82 | 84 | 71 | 70 | 70 |
| | | 実績 | 75 | 73 | 72 | | | |
| | 日数 | 見込 | 1,560 | 1,640 | 1,680 | 1,420 | 1,400 | 1,400 |
| | | 実績 | 1,461 | 1,445 | 1,447 | | | |

(3) 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある方に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練を行います。このサービスを提供する事業所は道内でも少なく、市内および近隣にも事業所がないため、現在までのところ、実績はありません。このため、サービス利用は見込んでおりません。

(4) 自立訓練（生活訓練）

知的障がいのある方または精神障がいのある方に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力向上のために必要な訓練を行います。現在利用中の方の継続利用について、週3日利用するものとして見込んでおります。

| サービス種別 | 単位 | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | | |
|--------|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|----|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 自立訓練 | 人数 | 見込 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 |
| | | 実績 | 1 | 1 | 2 | | | |
| （生活訓練） | 日数 | 見込 | 48 | 48 | 48 | 24 | 24 | 24 |
| | | 実績 | 12 | 3 | 24 | | | |

(5) 宿泊型自立訓練

地域で自立した生活を目指している障がいのある方に、一定期間居住の場を提供し、食事や家事などの自立生活に必要な訓練を行います。これまでサービス利用を見込んでおりませんでした。令和2年度中に新規利用がありましたので各年度1名を見込んでおります。利用日数は1か月30日として算出しました。

| サービス種別 | 単位 | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | | |
|---------|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|----|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 宿泊型自立訓練 | 人数 | 見込 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 1 | | | |
| | 日数 | 見込 | 0 | 0 | 0 | 30 | 30 | 30 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 30 | | | |

しゅうろう いこう しえん
(6) 就労移行支援

いっばん きぎょう とう しゅうしょく きぼう しょう かた いてい きかん しゅうろう ひつよう ちしき
 一般企業等への就職を希望する障がいのある方に、一定期間、就労に必要な知識お
 のりよく とうじょう ひつよう くんれん おこな たんきかん しゅうろうけいぞくしえん とう
 よび能力向上のために必要な訓練を行います。短期間で就労継続支援等のサービスに
 いこう かた れいわ ねんど りよう かた りよう しゅうりよう かた
 移行する方もおり、令和2年度に利用された方でサービス利用が終了する方がいるた
 だい き げんしょう みこみ
 め、第6期は減少する見込です。

| サービス種別 | 単位 | | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | |
|--------|----|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 就労移行支援 | 人数 | 見込 | 6 | 7 | 8 | 3 | 2 | 4 |
| | | 実績 | 3 | 3 | 5 | | | |
| | 日数 | 見込 | 108 | 126 | 144 | 33 | 22 | 44 |
| | | 実績 | 28 | 32 | 53 | | | |

しゅうろうけいぞくしえん がた
(7) 就労継続支援A型

いっばん きぎょう とう しゅうろう こんなん しょう かた はたら ば ていきょう ちしき
 一般企業等での就労が困難な障がいのある方に、働く場を提供するとともに、知識およ
 のりよく とうじょう ひつよう くんれん おこな じぎょうしよない こようけいやく
 び能力の向上のために必要な訓練を行います。このサービスは事業所内にて雇用契約を
 むす けいやく もと しゅうろう きかい ていきょう げんざいりようちゅう かた けいぞくりよう みこ
 結び、その契約に基づいて就労の機会を提供します。現在利用中の方の継続利用を見
 ひとりあ いっかげつ にち にち さんしゅつ
 込んでおり、1人当たり1か月に18日～19日で算出しました。

| サービス種別 | 単位 | | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | |
|--------------|----|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 就労継続支援 A型 | 人数 | 見込 | 18 | 20 | 22 | 10 | 10 | 10 |
| | | 実績 | 16 | 17 | 10 | | | |
| | 日数 | 見込 | 234 | 260 | 286 | 189 | 189 | 189 |
| | | 実績 | 221 | 198 | 189 | | | |

しゅうろうけいぞくしえん がた
(8) 就労継続支援B型

いっばんきぎょうとう しゅうろう こんなん しょう かた いったい ねんれい たつ しょう
 一般企業等での就労が困難な障がいのある方や、一定の年齢に達している障がいの
 かた いったい ちんぎんすいじゆん はたら ば せいさんかつどう きかい ていきょう ちしき
 ある方に一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識お
 のりよく こうじょう いじ はか ざいたく かた きょうどうせいかつえんじょ にゆ
 よび能力の向上、維持を図ります。在宅の方のほか、共同生活援助（グループホーム入
 うきよ へいよう りよう かた かくねんど めい み こ
 居）と併用して利用する方もおり、ニーズがあることから、各年度70名を見込んでおり、
 ひとりあ いっかげつ りよう さんしゆつ
 1人当たり1か月に18日利用で算出しました。

| サービス種別 | 単位 | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | | |
|--------------|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 就労継続支援 B型 | 人数 | みこみ見込 | 58 | 65 | 67 | 70 | 70 | 70 |
| | | じっせき実績 | 68 | 65 | 67 | | | |
| | 日数 | みこみ見込 | 1,160 | 1,180 | 1,200 | 1,260 | 1,260 | 1,260 |
| | | じっせき実績 | 1,038 | 1,158 | 1,182 | | | |

しゅうろうていちゃくしえん
(9) 就労定着支援

しゅうぎょう ともな せいかつめん かだい たい しゅうろう けいぞく はか きぎょう じたくとう ほうもんとう
 就業に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業や自宅等への訪問等
 ひつよう れんらくちようせい しどう じよげんとう おこな いったい きぎょうとう しゅうしよく かた しえ
 により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。一般企業等に就職した方への支
 援のため人数は少ないですが、現在利用中の方の継続利用を見込んでおります。

| サービス種別 | 単位 | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | | |
|--------|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|---|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 就労定着支援 | 人数 | みこみ見込 | 0 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| | | じっせき実績 | 1 | 1 | 1 | | | |

た ん き に ゆ う し ょ
 (10) 短期入所

じたく かいご ひと びょうき ばあい たんきかん やかん ふく しょう しゃしえん しせつ とう
 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、障がい者支援施設等
 にゅうよく はい しょくじ かいご とう おこな いりょうがた いりょう ほけん とう た せいど りょう
 で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。医療型は、医療保険等の他制度を利用す
 ばあい じっせき いつてい かくねんど めい いっかげつ いつか りょう みこ
 る場合があるため、実績が一定しませんが各年度 1 名 1 か月 5 日の利用を見込みま
 ふくしがた げんざい りょうちゅう かた いっかげつ へいきん みつか よっか りょう みこ
 す。福祉型は、現在利用中の方が 1 か月平均 3 日～4 日利用として見込んでいます。

| サービス種別 | たんい 単位 | | だい き 第 5 期 | | | だい き みこみ りょう 第 6 期 見込量 | | |
|---|------------|------------|---------------|-----------|-----------|---------------------------|-----------|-----------|
| | | | 平成30 年度 | 令和元 年度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 令和4 年度 | 令和5 年度 |
| たん き に ゆ う し ょ 短期入所 いりょうがた (医療型) | にんずう 人数 | みこみ 見込 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | | じっせき 実績 | 4 | 0 | 2 | | | |
| | にっすう 日数 | みこみ 見込 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | | じっせき 実績 | 1 | 0 | 5 | | | |
| たん き に ゆ う し ょ 短期入所 ふくしがた (福祉型) | にんずう 人数 | みこみ 見込 | 6 | 9 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | | じっせき 実績 | 8 | 11 | 11 | | | |
| | にっすう 日数 | みこみ 見込 | 30 | 50 | 50 | 42 | 42 | 42 |
| | | じっせき 実績 | 49 | 42 | 42 | | | |

5 訪問系サービス

ほうもんけい ざいたく ほうもん う りよう
訪問系サービスは、おもに在宅で訪問を受け利用するサービスです。

(1) 居宅介護

きよたく にゅうよく はい しょくじ しんたい かいご せんたく そうじ かじ えんじょ おこな
居宅での入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯、掃除などの家事援助を行いま
りよう にんずう りよう じかんすう おお ぞうげん すいい みこ ひとり あ
す。利用人数、利用時間数ともに大きな増減なく推移すると見込んでおります。1人当
り1か月に5時間利用として算出しました。

| サービス種別 | 単位 | | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | |
|--------|----|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 居宅介護 | 人数 | 見込 | 30 | 32 | 34 | 29 | 28 | 28 |
| | | 実績 | 34 | 32 | 28 | | | |
| | 時間 | 見込 | 180 | 180 | 180 | 145 | 140 | 140 |
| | | 実績 | 146 | 160 | 140 | | | |

(2) 重度訪問介護

じゅうど したいふじゆう かた じゅうど ちてきしょう せいしんしょう こうどうじょう
重度の肢体不自由の方、または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上
いちじる こんなん ゆう かた つね かいご ひつよう かた きよたく にゅうよく はい しょくじ かいご
著しい困難を有する方で常に介護が必要な方に、居宅での入浴や排せつ、食事の介護
がいしゆつじ いどうちゅう かいご そうごうてき えんじょ おこな げんざいりようちゅう かた
などや外出時における移動中の介護などの総合的な援助を行います。現在利用中の方
ひとりあ いっかげつ じかんりよう みこみ さんしゆつ
が1人当たり1か月に3時間利用する見込で算出しました。

| サービス種別 | 単位 | | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | |
|--------|----|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 重度訪問介護 | 人数 | 見込 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| | | 実績 | 3 | 2 | 2 | | | |
| | 時間 | 見込 | 0 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| | | 実績 | 7 | 6 | 6 | | | |

どうこうえんご
(3) 同行援護

じゅうど しかくしやう かた がいしゆつじ どうこう いどう ひつよう じょうほう ていきよう いどう
 重度の視覚障がいのある方の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の
 えんご おこな げんざいりようちゆう かた けいぞくりよう みこ いっかい じかん つき
 援護などを行います。現在利用中の方の継続利用を見込んでおり、一回2時間、月3
 かいりよう さんしゆつ
 回利用として算出しました。

| サービス種別 | 単位 | | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | |
|--------|----|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 同行援護 | 人数 | 見込 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | 時間 | 見込 | 10 | 10 | 10 | 9 | 9 | 9 |
| | | 実績 | 10 | 9 | 9 | | | |

こうどう えんご
(4) 行動援護

ちてきしやう せいしんしやう こうどう いちじる こんなん かた じょうじかいご ひつよう かた
 知的障がいはまたは精神障がいのため行動が著しく困難な方で常時介護が必要な方
 きけん かいひ ひつよう えんご がいしゆつじ いどうちゆう かいご えんじよ おこな
 に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などの援助を行いま
 げんざいりようちゆう かた けいぞくりよう みこ じっせき ひとりあ
 す。現在利用中の方の継続利用を見込んでおります。これまでの実績から、1人当たり
 いっかげつ じかんりよう さんしゆつ
 1か月に2.5時間利用として算出しました。

| サービス種別 | 単位 | | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | |
|--------|----|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 行動援護 | 人数 | 見込 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | | 実績 | 3 | 3 | 2 | | | |
| | 時間 | 見込 | 10 | 10 | 10 | 5 | 5 | 5 |
| | | 実績 | 6 | 5 | 5 | | | |

じゅうど しょう しゃとうほうかつ しえん
(5) 重度障がい者等包括支援

じょうじかいご ひつよう しょう かた かいご ひつようせい ひじょう たか かた きょたく かいご
 常時介護が必要な障がいのある方で介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護そ
 た しえん ほうかつてき おこな ていきよう じぎょうしょ どうない しょ
 の他の支援を包括的に行います。このサービスを提供できる事業所は道内に1か所しか
 げんざい じっせき りよう みこ
 なく、現在までのところ、実績はありません。このため、サービス利用は見込んでおりませ
 ん。

そうだんしえん
6 相談支援

けいかくそうだんしえん けいかく
(1) 計画相談支援（サービス計画）

しょう かた じりつ せいかつ ささ かた かか かだい てきせつ りよう
 障がいのある方の自立した生活を支え、その方の抱える課題や適切なサービス利用に
 む しょう ふくし しきゅう けつてい
 向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい福祉サービスの支給決定
 まえ どう りよう けいかく さくせい しきゅう けつてい きそ しりよう けいかく もと
 前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定の基礎資料とします。また、計画に基づ
 いてい きかん おこな りよう しゃ ぞうか けいこう だい
 き、一定期間ごとにモニタリングを行います。サービス利用者が増加傾向にあるため、第6
 きちゆう めい たつ みこ
 期中に235名に見込んでおります。

| サービス種別 | たんい 単位 | だい き 第5期 | | | だい き みこ りよう 第6期 見込量 | | | |
|-----------------------|------------|-------------|-----------|-----------|------------------------|-----------|-----------|-----|
| | | 平成30 年度 | 令和元 年度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 令和4 年度 | 令和5 年度 | |
| けいかくそうだんしえん 計画相談支援 | にんずう 人数 | みこみ 見込 | 230 | 232 | 234 | 230 | 235 | 235 |
| | | じっせき 実績 | 209 | 221 | 225 | | | |

ちいきいこうしえん
(2) 地域移行支援

しせつ にゆうしょ にゆういん かた ちいき せいかつ いこう じゅうてんてき しえ
 施設入所または入院している方など、地域における生活に移行するために重点的な支
 ん ひつよう かた じゅうきよ かほ ちいき せいかつ いこう そうだん ひつよう しえ
 援が必要な方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支
 ん おこな ていきよう じぎょうしょ しない へいせい ねんど しがい じぎよ
 援を行います。このサービスを提供できる事業所は市内になく、平成25年度に市外事
 業者の利用を最後にその後の利用実績はありません。このため、サービス利用は見込
 でおられません。

ちいきていちゃくしえん
(3) 地域定着支援

にゆうしょしせつ せいしんかびょういん たいしょまた たいいん かた ちいきせいかつ ふあんてい かた
 入所施設や精神科病院から退所又は退院した方や地域生活が不安定な方などに、
 みまも しえん おこな しょう かた ちいきせいかつ けいぞく
 見守りとしての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活の継続をめざします。この
 ていきよう じぎょうしょ しない げんざい じっせき
 サービスを提供できる事業所は市内になく、現在までのところ実績はありません。このた
 りよう みこ
 め、サービス利用は見込んでおりません。

7 障がい児通所支援等

(1) 児童発達支援

障がいのある未就学の子どものために、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。令和3年度では、現在児童発達支援を利用している子どもが就学となるため令和2年度と比較すると人数は減少しますが、令和3年度以降は2名ずつの増加を見込んでおり、1人当たり1か月に3日～4日利用するものとして算出しました。

| サービス種別 | たんい 単位 | だい き 第1期 | | | だい き みこみ りょう 第2期 見込量 | | | |
|----------------------|------------|-------------|-----------|-----------|-------------------------|-----------|-----------|----|
| | | 平成30 年度 | 令和元 年度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 令和4 年度 | 令和5 年度 | |
| じどうはったつしえん 児童発達支援 | にんずう 人数 | みこみ 見込 | 20 | 22 | 24 | 8 | 10 | 12 |
| | | じっせき 実績 | 16 | 14 | 15 | | | |
| | にっすう 日数 | みこみ 見込 | 60 | 66 | 72 | 28 | 35 | 42 |
| | | じっせき 実績 | 52 | 52 | 64 | | | |

(2) 放課後等デイサービス

障がいのある学童期児童の生活能力の向上のために必要な訓練等を行い、自立の促進、放課後等の居場所づくりを行います。令和3年度では、現在児童発達支援を利用している子どもが就学となるため人数が増加することとなり、令和3年度以降も1名ずつの増加を見込んでおります。利用日数は、1人当たり1か月に4日～5日利用するものとして算出しました。

| サービス種別 | たんい 単位 | だい き 第1期 | | | だい き みこみ りょう 第2期 見込量 | | | |
|--------------------------|------------|-------------|-----------|-----------|-------------------------|-----------|-----------|-----|
| | | 平成30 年度 | 令和元 年度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 令和4年 度 | 令和5年 度 | |
| ほうかごとう 放課後等 デイサービス | にんずう 人数 | みこみ 見込 | 12 | 23 | 26 | 36 | 37 | 38 |
| | | じっせき 実績 | 12 | 21 | 26 | | | |
| | にっすう 日数 | みこみ 見込 | 24 | 107 | 145 | 162 | 167 | 171 |
| | | じっせき 実績 | 22 | 90 | 145 | | | |

しょう じ そうだんしえん
(3) 障がい児相談支援

しょう じ しんしん じょうきょう かんきょう しょう じ ほごしゃ りょう かん いこう
 障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者のサービス利用に関する意向
 ふ しえん りょう けいかく さくせい おこな けいかく もと いったい きかん
 などを踏まえて支援利用計画の作成を行います。また、計画に基づき、一定期間ごとにモ
 おこな にんずう かくねんど じどう はったつ しえん ほうかご とう
 ニタリングを行います。人数については、各年度における児童発達支援および放課後等
 りょう みこみりょう ごうけい
 デイサービス利用見込量の合計となっております。

| サービス種別 | 単位 | 第1期 | | | 第2期 見込量 | | | |
|----------|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|----|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 障がい児相談支援 | 人数 | 見込 | 33 | 37 | 41 | 44 | 47 | 50 |
| | | 実績 | 28 | 35 | 41 | | | |

いりょうがたじ どうはったつしえん
(4) 医療型児童発達支援

じどうはったつしえん ちりょう ていきょう ていきょう じぎょう
 児童発達支援のサービスのほか治療を提供するもので、このサービスを提供できる事業
 しょ どうない すく ほんし きんりん じぎょうしょ へいせい ねんど しがい じぎょうしょ
 所は道内でも少なく、本市および近隣にも事業所がなく、平成25年度に市外事業所
 りょう さいご ご じっせき りょう みこ
 での利用を最後にその後の実績はありません。このため、サービス利用は見込んでおりませ
 ん。

ほいくしょうほうもんしえん
(5) 保育所等訪問支援

ほいくしょ うちえん しょうがっこうしゅうだんせいかつ いな しせつ ほうもん しゅうだんせいかつ てきおう
 保育所、幼稚園、小学校等集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のため
 せんもんてき しえん おこな ていきょう じぎょうしょ ほんし きんりん し
 め専門的な支援を行います。このサービスを提供できる事業所は、本市にはなく、近隣市
 しょ げんざい じっせき りょう みこ
 に1か所ありますが、現在までのところ実績はありません。このため、サービス利用は見込
 んでおりません。

きょたくほうもんがたじどうはったつ
(6) 居宅訪問型児童発達

がいしゅつ こんなん じゅうど しょう じどう たい きょたく ほうもん じどう はったつ しえん とう
 外出が困難な重度の障がいがある児童に対して、居宅を訪問して児童発達支援等を
 おこな ていきょう じぎょうしょ どうない すく ほんし きんりん
 行います。このサービスを提供できる事業所は、道内にも少なく、本市および近隣にはあり
 へいせい ねんど しんせつ じっせき
 ません。平成30年度に新設されたサービスですが、実績はありません。このため、サービ
 りょう みこ
 ス利用は見込んでおりません。

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障がいのある方の地域での生活を支えるために本市が主体となっており、取り組む事業です。

それぞれの必要見込量および実施に関する考え方については、次のとおりです。

1 相談支援事業

障がいのある方や子どもの保護者または介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活ができるよう支援することを目的としています。障がいのある方の日常生活や社会生活を支援できるよう、相談窓口として、市福祉課に加えて市内事業所への業務委託の2か所を継続することを見込んでおります。

| 相談支援事業 | | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | |
|--------|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 障がい者相談 | 見込 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| 支援事業 | 実績 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | | | |

2 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度利用が有用と認められる知的障がいのある方または精神障がいのある方に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある方の権利擁護を図ることを目的とした事業です。過去の実績から各年度2人を見込んでおります。

| 成年後見制度利用支援事業 | | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | |
|--------------|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用人数 | 見込 | 1人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| | 実績 | 1人 | 1人 | 2人 | | | |

3 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため意思疎通が困難な方に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいのある方とその他の人のコミュニケーションを支援する事業です。実績はありませんが、各年度1人を見込んでおります。

| 手話通訳者派遣事業 | | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | |
|-----------|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用人数 | 見込 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | 実績 | 0人 | 0人 | 0人 | | | |

4 日常生活用具給付事業

障がいのある方を対象に、介護訓練支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の利便を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。過去の実績を参考に利用件数を見込んでおります。

| 日常生活用具給付事業 | | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | |
|----------------------|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護訓練支援用具 | 見込 | 2件 | 2件 | 2件 | 1件 | 1件 | 1件 |
| | 実績 | 2件 | 0件 | 1件 | | | |
| 自立生活支援用具 | 見込 | 1件 | 1件 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 |
| | 実績 | 7件 | 0件 | 2件 | | | |
| 在宅療養等支援用具 | 見込 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 |
| | 実績 | 1件 | 2件 | 1件 | | | |
| 情報・意思疎通支援用具 | 見込 | 1件 | 1件 | 3件 | 2件 | 2件 | 2件 |
| | 実績 | 1件 | 0件 | 3件 | | | |
| 排せつ管理支援用具 | 見込 | 600件 | 610件 | 620件 | 560件 | 560件 | 560件 |
| | 実績 | 498件 | 560件 | 561件 | | | |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修) | 見込 | 2件 | 2件 | 2件 | 1件 | 1件 | 1件 |
| | 実績 | 1件 | 0件 | 1件 | | | |

5 手話奉仕員養成研修事業

ちょうかくしやう かた こうりゅうかつどう そくしん しゅわほうしん ようせいけんしゅう おこな じぎょう げん
 聴覚障がいのある方との交流活動の促進、手話奉仕員の養成研修を行う事業です。現
 ざい ほんし じぎょう じっし ほんけいかく すいしん なか あら しょう
 在、本市において、事業の実施はありませんが、本計画を推進していく中で新たなニーズが生
 じたときは、北海道ろうあ連盟等の関係機関と連携しながらの対応に努めます。

6 外出介護支援員派遣事業

おくがい いどう こんなん しょう かた がいしゅつ しえん おこな ちいき じりつ せ
 屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出の支援を行うことにより地域における自立生
 いかつ しゃかい さんか うなが もくてき じぎょう りょうにんずう りょう じかん かこ じっせき
 活や社会参加を促すことを目的とした事業です。利用人数、利用時間ともに過去の実績を
 さんこう みこ
 参考に見込んでおります。

| がいしゅつかいごしえんいんはけん 外出介護支援員派遣 じぎょう 事業 | | だい き 第5期 | | | だい き みこみりょう 第6期 見込量 | | |
|---|------------|-------------|-----------|-----------|------------------------|-----------|-----------|
| | | 平成30 年度 | 令和元 年度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 令和4 年度 | 令和5 年度 |
| りょうにんずう 利用人数 | みこみ 見込 | 12人 | 13人 | 14人 | 11人 | 11人 | 11人 |
| | じっせき 実績 | 11人 | 12人 | 9人 | | | |
| りょうじかん 利用時間 | みこみ 見込 | 延36時間 | 延38時間 | 延40時間 | 延15時間 | 延15時間 | 延15時間 |
| | じっせき 実績 | 延27時間 | 延19時間 | 延8時間 | | | |

7 地域活動支援センター事業

しょう かた かよ そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう ちいき こうりゅう
 障がいのある方に、通いによる創作的活動または生産活動の機会を提供し、地域との交流
 そくしん ちいきせいかつしえん そくしん はか もくてき じぎょう じっしかしよすう げんざいしな
 の促進など、地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。実施箇所数は現在市
 い じぎょうしょ へいせつ しょう けいぞく みこ げんざいりょうちゅう かた けいぞくりょう みこ
 内事業所に併設している1か所の継続を見込むこととし、現在利用中の方の継続利用を見
 込んでおります。

| ちいきかつどう しえん 地域活動支援センター じぎょう 事業 | | だい き 第5期 | | | だい き みこみりょう 第6期 見込量 | | |
|---|------------|-------------|-----------|-----------|------------------------|-----------|-----------|
| | | 平成30 年度 | 令和元 年度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 令和4 年度 | 令和5 年度 |
| じっし しょすう 実施か所数 | みこみ 見込 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | じっせき 実績 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | | | |
| りょうにんずう 利用人数 | みこみ 見込 | 3人 | 3人 | 3人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| | じっせき 実績 | 3人 | 2人 | 2人 | | | |

8 訪問入浴サービス事業

在宅生活を送る障がいのある方の生活を支援するため、訪問により居宅にて入浴サービスを提供します。居宅介護の支援を利用して入浴する方のほうが多いことから、現在利用中の方の継続利用を見込んでおります。

| 訪問入浴サービス事業 | | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | |
|------------|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用人数 | 見込 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | 実績 | 2人 | 2人 | 1人 | | | |

9 日中一時支援事業

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を目的とした事業です。現在利用中の方の継続利用を見込んでおります。

| 日中一時支援事業 | | 第5期 | | | 第6期 見込量 | | |
|----------|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用人数 | 見込 | 6人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 |
| | 実績 | 7人 | 7人 | 7人 | | | |

10 その他の事業

◆理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活や社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいのある方への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより共生社会の実現を図ろうとするものです。イベント等を開催する中で啓発に取り組んでいきます。

◆自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（親等での支え合い、ボランティア活動など）を支援することにより共生社会の実現を図ろうとするものです。ボランティア団体等の各種団体と連携を図りながら取り組んでいきます。

しりょう
資料 1

し た ン ド ク フ ク シ じょうきょう
市単独福祉サービスの状況

| じぎょうめい 事業名 | せいどないよう 制度内容 | たいしょうしゃ 対象者 | れいわ がんねん ど 令和元年度 りょうじょうきょう 利用状況 | じぎょう 事業 しゅたい 主体 |
|---|--|--|--|--------------------------|
| ち てきしやう 知的障がい者施設 つうしよこうつう 通所交通 ひ じよせい 費助成 | しやう ふくし じぎょう 障がい福祉サービス事業 しよ つうしよ かた りょうきん 所に通所する方へバス料金 および てつどうらんちん じこふたんがく 鉄道運賃（自己負 担額）の2分の1を助成。 | し ない じゆうしよ ゆう りやういくてちやう 市内に住所を有し、療育手帳を こうふ かた 交付されている方 | りやうしや 利用者 にん 18人 | ちやくえい 直営 |
| せいしんしやう 精神障がい者地域 かつどう し えん 活動支援 センター等 つうしよこうつう 通所交通 ひ じよせい 費助成 | じたく しやかいふつきしせつとう 自宅から社会復帰施設等 つうしよさき りょうきん の通所先までのバス料金お よび てつどうらんちん じこふたん 鉄道運賃（自己負担 額）の2分の1を助成。 | し ない じゆうしよ ゆう つぎ 市内に住所を有し、次のいずれかを も かた お持ちの方 (1) せいしんしやう しやほけんふくしてちやう 精神障がい者保健福祉手帳 (2) じりつし えん いりやうじゆきゆうしやしやう せい 自立支援医療受給者証（精 神通院医療） | りやうしや 利用者 にん 11人 | ちやくえい 直営 |
| しんたいしやう 身体障がい者芦別 おんせんとうり 温泉等利 ようけんとうこう 用券等交 付事業 | あしべつおんせんとうり しようけんねん 芦別温泉等利用券年10 まい あしべつおんせん じやうしやけんねん 枚と芦別温泉バス乗車券年 まい こうふ しよう しやてちやう 20枚を交付(障がい者手帳 だい しゆ かた かいごしや 「第1種」の方には、介護者 ぶん こうふ 分も交付)。 | さいみ まん しんたいしやう しやてちよ 70歳未満の身体障がい者手 う とうきゆう きゆう きゆう かた 帳等級1級から4級までの方 | たいしょうしや 対象者 にん 285人 こうふしや 交付者 にん 85人 のべりやうしや 延利用者 にん 1,125人 | ちやくえい 直営 |
| し かくしやう 視覚障がい者用 こえ こう 「声の広 ほう さくせい 報」作成 | こうほう さいへんせい 広報あしべつを再編成し、 ろくおん しかく カセットテープに録音して、視 しょう きぼうしや てい 覚障がいのある希望者に提 きやう 供する。 | し かくしやう かた 視覚障がいのある方 | きぼうしや 希望者 にん 8人 | ボラン ティア |

| じぎょうめい 事業名 | せいどないよう 制度内容 | たいしょうしゃ 対象者 | れいわがねんど 令和元年度 りょうじょうきょう 利用状況 | じぎょう 事業 しゅたい 主体 |
|----------------------------------|---|--|---|--------------------------|
| <p>ハイヤー券交付事業</p> | <p>身体に障がいがあり、公共交通機関利用が困難な方へ、市内で使用できるハイヤー券を交付。 ●対象者(1)から(3)に該当する方～24枚綴り1冊 ●対象者(4)に該当する方～24枚綴り2冊 ※令和3年6月から市民税非課税世帯に限定</p> | <p>身体障がい者手帳所持者で次のいずれかに該当する方。(1)、(2)の場 合は市が援護の実施者となって市外に居住する方を含みます。 (1) 上肢機能障がい以外の肢体不自由障がいを有する方(1・2級) (2) 視覚、呼吸器機能、心臓機能に障がいを有する方(1級) (3) 18歳未満で保護者が市内に住所を有している方 (4) 市立戸別病院に通院し血液透析療法を受ける方(1～3級)</p> | <p>交付冊数 217冊 のべ利用 回数 2,942回</p> | <p>ちよくい 直営</p> |
| <p>かどぐちよせつ サービス 事業</p> | <p>除雪作業後の住宅門口および車庫前の残雪処理が困難な方に門口除雪サービスを行う。</p> | <p>一戸建て住宅に居住する方で、身体障がい等級1・2級に該当する方のみの世帯</p> | <p>せたい 28世帯</p> | <p>いたく 委託</p> |
| <p>きんきゅうつうほう 装置設置 事業</p> | <p>緊急時における救急救助活動の迅速な対応を図り、また、日常生活の不安解消のため、緊急通報装置の設置を支援する。</p> | <p>ひとり暮らしの身体障がい1・2級の方で、緊急時にすばやく行動することが困難であると認められる方</p> | <p>にん 3人</p> | <p>ちよくい 直営</p> |

あしべつししりょう しやけいかくとうすいしんきょうぎかい いんめいほ
芦別市障がい者計画等推進協議会委員名簿

にんき れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち
(任期：令和2年8月1日から令和4年7月31日まで)

| かんけいきかんだんたいめい 関係機関団体名 | いんしめい 委員氏名 | びこう 備考 |
|---|------------------------|---------------------|
| しゃかいふくしほうじんあしべつししやかいふくしきょうぎかい かいちよう 社会福祉法人芦別市社会福祉協議会 会長 | たけ はら つかさ 竹 原 司 | かいちよう 会長 |
| あしべつしみんせいいいんじどういんきょうぎかい かいちよう 芦別市民生委員児童委員協議会 会長 | まつ い げん 松 井 元 | ふかいちよう 副会長 |
| いっばんしやだんほうじんあしべつしししかい ふくかいちよう 一般社団法人芦別市医師会 副会長 | ふる せ つとむ 古 瀬 勉 | |
| いりようほうじんじんけいかいなかのきねんびょういん 医療法人仁恵会中野記念病院 きょうどうせいかつえんじよじぎょうしよ かんりしや 共同生活援助事業所すずらん管理者 | さくらい あきのり 櫻 井 啓 規 | せんもんぶかい 専門部会 |
| しゃかいふくしほうじんあいわふくしかいほし ひろば とうかつかんりしや 社会福祉法人愛和福祉会星の広場 統括管理者 | いけ だ まさ き 池 田 正 樹 | せんもんぶかいちよう 専門部会長 |
| あしべつししんたいしやうがいしやふくしきょうかい かいちよう 芦別市身体障害者福祉協会 会長 | なか じま とし お 中 嶋 利 夫 | せんもんぶかい 専門部会 |
| あしべつして いくせいかい こもん 芦別市手をつなぐ育成会 顧問 | なか にし きよ み 中 西 清 美 | せんもんぶかい 専門部会 |
| ほっかいどうたきかわほけんしよ けんこうすいしん かちよう 北海道滝川保健所 健康推進課長 | おおさわ ゆり こ 大澤 百合子 | |
| たきかわこうきょうしよきょうあんていしよ しゅうしよくそくしんし どうかん 滝川公共職業安定所 就職促進指導官 | あら き たか ゆき 新 木 崇 之 | |
| あしべつしちやうないかいはんごうかい かいちよう 芦別市町内会連合会 会長 | なか じま たか よし 中 島 隆 義 | |
| あしべつしとくべつしえんきょういくれんらくきょうぎかい かんじちよう 芦別市特別支援教育連絡協議会 幹事長 | ながさわ ひろ き 長 澤 宏 樹 | |
| こうほ しみん だいひよう 公募による市民の代表 | えのもと み ゆ き 榎本 美由樹 | |

しりょう
資料 3

あしべつしりょう しやけいかくとうすいしんきょうぎかいじょり
芦別市障がい者計画等推進協議会条例

へいせい ねん がつ にち
平成18年3月27日

じょりだいい ごと
条例第8号

かいせい へいせい ねん がつ にちじょりだいい ごと
改正 平成20年9月26日条例第48号

へいせい ねん がつ にちじょりだいい ごと
平成23年9月30日条例第28号

へいせい ねん がつ にちじょりだいい ごと
平成25年3月22日条例第4号

せっち
(設置)

だい じょう ほんし しょうがいしゃ かか かくしゅ ふくししきくおよ しょうがいしゃ じりつしえんとう む
第1条 本市における障がい者に係る各種の福祉施策及び障がい者の自立支援等に向け
た施策に関する計画等を審議し、障がい者福祉の増進と障がい者の社会参加への促進
を図るため、芦別市障がい者計画等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設
置する。

しよしやうじむ
(所掌事務)

だい じょう すいしんきょうぎかい しちやう しもん おう つぎ かくごう かか じこう しんぎ
第2条 推進協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつだいい ごと だい じょうだいい ごと きてい ほんし
障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により本市が
策定する障害者計画に関すること。

(2) しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ へいせい ねんほう
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法
律第123号）第88条第2項の規定により本市が定める障害福祉計画に関すること。

そしき
(組織)

だい じょう すいしんきょうぎかい いいん にんい ない そしき つぎ かくごう かか
第3条 推進協議会は、委員14人以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちか
ら市長が委嘱する。

(1) ほけん いりやうまた ふくし かんけいきかん だいひやうしゃ にんい ない
保健、医療又は福祉の関係機関の代表者 5人以内

(2) しょうがいしゃだんたい だいひやうしゃ にんい ない
障がい者団体の代表者 3人以内

(3) かんけいぎやうせいき かんまた こうきやうてきだんたい だいひやうしゃ にんい ない
関係行政機関又は公共的団体の代表者 4人以内

(4) こうぼ しみん だいひやうしゃ にんい ない
公募による市民の代表者 2人以内

2 いいん にんま ねん ほけついいん にんま ぜんにんしゃ ぜんにんまかん
委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 いいん さいにん
委員は、再任されることができる。

4 しちやう いいん しょくむ おこな てきとう みと だいい ごと
市長は、委員がその職務を行うことが適当でなくなると認めるときは、第2項に
規定する任期中においても、その委嘱を解くことができる。

5 いいん ひじやうきん とくべつしよく
委員は、非常勤の特別職とする。

かいちょうおよ ふくかいちょう
(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

第5条 推進協議会は、会長が招集する。

2 推進協議会は、委員の過半数以上の出席が無ければ、会議を開くことができない。

3 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

せんもんぶかい
(専門部会)

第6条 推進協議会が必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員の定数は、会長が推進協議会に諮ってこれを定める。

3 専門部会の委員は、会長が指名する。

かんけいじん しゅつせき
(関係人の出席)

第7条 推進協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見
または説明を聴くことができる。

じむきょく
(事務局)

第8条 推進協議会の事務局は、市民福祉部福祉課に置く。

きそく へいじん
(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、規則で
定める。

ふ そく
附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごうしょう
附 則 (平成20年9月26日条例第48号抄)

しこうまじつ
(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう
附 則 (平成23年9月30日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごうしょう
附 則 (平成25年3月22日条例第4号抄)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料 4

芦別市障がい者計画等推進協議会条例施行規則

平成18年4月28日

規則第56号

改正 平成19年3月30日規則第23号

平成21年4月1日規則第37号

平成21年12月28日規則第73号

平成29年11月6日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦別市障がい者計画等推進協議会条例（平成18年条例第8号。

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱する機関及び団体)

第2条 条例第3条第1項第1号に掲げる委員は、次の各号に掲げる機関又は団体から、

それぞれ2人以内を委嘱するものとする。

- (1) 社会福祉法人芦別市社会福祉協議会
- (2) 芦別市民生委員児童委員協議会
- (3) 社団法人芦別市医師会
- (4) 医療法人仁恵会中野記念病院
- (5) 社会福祉法人愛和福社会

2 条例第3条第1項第2号に掲げる委員は、次の各号に掲げる団体から、それぞれ1

人以内を委嘱するものとする。

- (1) 芦別市身体障害者福祉協会
- (2) 芦別市手をつなぐ育成会

3 条例第3条第1項第3号に掲げる委員は、次の各号に掲げる機関又は団体から、そ

れぞれ2人以内を委嘱するものとする。

- (1) 北海道滝川保健所
- (2) 滝川公共職業安定所
- (3) 芦別市町内会連合会

(4) 芦別市特別支援教育連絡協議会

(専門部会)

第3条 専門部会に部会長を1人置き、当該専門部会を構成する委員の互選によってこれを定める。

2 専門部会は、これを構成する委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、議事を決した時は、その内容を推進協議会に報告しなければならない。

(会長への委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、推進協議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年12月28日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年11月6日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

だい きあしべつししょう ふくしけいかく
第6期芦別市障がい福祉計画
れいわ ねんど れいわ ねんど
令和3年度～令和5年度

はっこう あしべつし
発行 芦別市
れいわ ねん がつ
令和3年3月

だい きあしべつししょう ふくしけいかく
・第6期芦別市障がい福祉計画

へんしゅう あしべつししみるふくし ぶふくし か ふくしかかり
編集 芦別市市民福祉部福祉課福祉係

じゅうしょ あしべつしきた じよがし ちようめ ばんち
住所 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地

でんわ
電話 0124-27-7368

FAX 0124-22-9696

E-mail fukushi@city.ashibetsu.hokkaido.jp

だい きあしべつししょう じふくしけいかく
・第2期芦別市障がい児福祉計画

へんしゅう あしべつししみるふくし ぶじどう か こ かていかり
編集 芦別市市民福祉部児童課子ども家庭係

じゅうしょ 〒075-0041
住所 あしべつしほんちょう ばんち
芦別市本町28番地子どもセンターつばさ内

でんわ
電話 0124-24-2777

FAX 0124-24-2787

E-mail katei@city.ashibetsu.hokkaido.jp